

資料4（令和6年10月より運用開始）

【千葉市】保育所等訪問支援利用同意書

保育所等訪問支援事業を実施するにあたり、相互下記の事項について同意します。

①下記利用者に対して障害児支援に関する専門的な知識・技術を有する支援員が施設を訪問し、本人への直接支援並びに担当の先生方へ児童に対する関わり方や配慮等をお伝えするための保育所等訪問支援事業を提供するにあたり、訪問支援事業所が保育所等の施設を訪問することに同意します。

②業務上知り得た個人情報について守秘義務を負うことに同意します。

③その他の児童等に対して行う教育又は保育等に支障をきたさないよう相互に協力します。

④下記利用者に対する保育所等訪問支援事業が、1月あたり____日を上限として提供されることに同意します。

※本書は、新規で利用を開始する場合の他、利用開始後に1月あたりの訪問上限日数を変更する場合に作成が必要となります。

※本書を作成し、写しを各区高齢障害支援課への支給申請の際に提出します。

※保育所等訪問支援事業所にて原本を、保育所等施設にて写しを保管します。

令和　　年　　月　　日

利用者　　住　　所

児童氏名

保護者氏名

印

保育所等施設
所 在 地

施 設 名

所（園・校）長名

印

保育所等訪問支援事業所
所 在 地

事 業 所 名

児童発達支援管理責任者

印